令和９年度

保育料等のご案内



山　形　村

利用者負担額（保育料）の無償化・減免について

① 保育料の無償化

★(3～5歳児)

令和元年10月より、幼児教育・保育無償化により３歳～５歳児のお子さんの保育料は無償となりました。

● 副食費（おかず費）については、※免除世帯を除きお支払いいただきます。

※ 免除対象基準に当てはまる場合は、副食費が全額免除になります。

（詳しくは、本資料４ページをご覧ください。）

★(0～2歳児)

生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯については、無償となります。

② ３歳未満児の保育料の減免について

次に該当するお子さんは保育料が減免となります。

１、市町村民税所得割額　57,700円以上の世帯

同一世帯の２番目以降のお子さんの保育料を減免します。

★第２子目　のお子さんの保育料を　半額（同時通園の要件を廃止）

◎第３子目以降　のお子さんの保育料を　無料

（例１）　第１子目のお子さんが５歳児→無料(無償化による)
　　第２子目のお子さんが２歳児→半額★
　　第３子目のお子さんが０歳児→無料◎

（例２）第１子目のお子さんが小学生
　　第２子目のお子さんが２歳児→半額★
　　第３子目のお子さんが０歳児→無料◎

（例３）第１子目のお子さんが小学生
　　第２子目のお子さんが４歳児→無料(無償化による)
　　第３子目のお子さんが１歳児→無料◎

2、市町村民税所得割額　57,700円未満の世帯

同一世帯の１番目・２番目のお子さんの保育料を減免します。

★第１子目　のお子さんの保育料を 半額

◎第２子目以降　のお子さんの保育料を　無料

（例１）第１子目のお子さんが２歳児→半額★
第２子目のお子さんが０歳児→無料◎

（例２）第１子目のお子さんが４歳児→無料（無償化による）
第２子目のお子さんが０歳児→無料◎

（例３）第１子目のお子さんが小学生
第２子目のお子さんが２歳児→無料◎

3、ひとり親世帯等の場合

ひとり親家庭（ひとり親世帯の減免が認められる世帯）や、
障がい者（児）と同居している世帯に対する減免です。

・市町村民税所得割額 77,100円以下の世帯（第３階層から第６階層の一部まで）
第１子目　のお子さん　は　5,000円　となります。
第２子目以降　のお子さん　は　無料　となります。

・市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯（第６階層の一部から第１２階層まで）
第１子目　が半額、
第２子目以降　は無料　となります。

階層別利用者負担額（保育料）一覧表

教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）（単位：円）	
階層区分	定義			保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯			0	0
第2	市町村民税非課税世帯			0	0
第3	市町村民税が均等割のみの世帯	ひとり親世帯等		5,000	5,000
				(0)	(0)
		ひとり親世帯等以外の世帯		6,450	6,000
				(0)	(0)
第4	市町村民税所得割額 48,600円未満	ひとり親世帯等		5,000	5,000
				(0)	(0)
		ひとり親世帯等以外の世帯		6,850	6,400
				(0)	(0)
第5	市町村民税所得割額 48,600円以上69,300円未満	ひとり親世帯等		5,000	5,000
				(0)	(0)
		ひとり親世帯等以外の世帯	48,600円以上57,700円未満	9,600	9,000
				(0)	(0)
			57,700円以上69,300円未満	19,200	18,000
				(9,600)	(9,000)
第6	市町村民税所得割額 69,300円以上97,000円未満	ひとり親世帯等	69,300円以上77,100円以下	5,000	5,000
				(0)	(0)
			77,101円以上97,000円未満	13,050	12,250
				(0)	(0)
		ひとり親世帯等以外の世帯		26,100	24,500
				(13,050)	(12,250)
第7	市町村民税所得割額 97,000円以上133,000円未満	ひとり親世帯等		19,700	18,500
				(0)	(0)
		ひとり親世帯等以外の世帯		39,400	37,000
				(19,700)	(18,500)
第8	市町村民税所得割額 133,000円以上169,000円未満	ひとり親世帯等		21,000	19,750
				(0)	(0)
		ひとり親世帯等以外の世帯		42,000	39,500
				(21,000)	(19,750)
第9	市町村民税所得割額 169,000円以上235,000円未満	ひとり親世帯等		24,050	22,650
				(0)	(0)
		ひとり親世帯等以外の世帯		48,100	45,300
				(24,050)	(22,650)
第10	市町村民税所得割額 235,000円以上301,000円未満	ひとり親世帯等		27,050	25,500
				(0)	(0)
		ひとり親世帯等以外の世帯		54,100	51,000
				(27,050)	(25,500)
第11	市町村民税所得割額 301,000円未満397,000円以上	ひとり親世帯等		28,600	27,000
				(0)	(0)
		ひとり親世帯等以外の世帯		57,200	54,000
				(28,600)	(27,000)
第12	市町村民税所得割額 397,000円以上	ひとり親世帯等		29,650	28,000
				(0)	(0)
		ひとり親世帯等以外の世帯		59,300	56,000
				(29,650)	(28,000)

【備考】

①（　）は2子目の金額を示しています。

②保育料の算定方法

・保育料は、保護者（原則ご両親）にかかる市町村民税所得割課税額（以下、「村民税額」といいます。）、保育の必要性（保育標準時間・保育短時間）、兄弟姉妹や世帯の状況等によって算定します。

※　村民税額は、調整控除や定額減税を除く「税額控除（住宅借入金特別控除、寄附金税額控除、配当控除 等）」を加算した額になります。

・算定における子どもの数え方ついては、きょうだいの年齢等にかかわらず、保護者と同一生計のお子さん（※　同一生計とは、保護者の方の収入で生活しているお子さんを指します。）のうち年齢の高い順に子どもをカウントします。

③算定期間について

・4月～8月　　：前年度の村民税所得割から算定します。

・9月～翌年3月：当年度の村民税所得割から算定します。

※　村民税所得割の増減により、4月～8月の金額と9月～翌年3月の金額が変更となる場合がありますので、ご承知おきください。

３歳児以上の給食費について

令和元年 10 月 1 日から、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する
３歳児から５歳児までの子どもの利用者負担額（保育料）が無償化となりました。

保育料は無償化となりましたが、食材料費（主食費・副食費）についてはこれまでどおり保護者の負担となります。

※（３歳未満児については保育料の中に含まれますので、別途お支払いいただくことはありません。）

・山形保育園

副食費（おかず費）お子さん１人あたり 4,500 円／月を負担していただきます。

・やまのこ保育園

副食費（おかず費）お子さん１人あたり 4,900 円／月を負担していただきます。
別途、主食費 800 円／月がかかります。（※金額が変更となる場合があります。）

★　３歳以上児のきょうだいで２人以上通園していても、副食費はそれぞれのお子さんにかかります。

★下記のいずれかに当てはまる場合は、副食費が全額免除となります。

【免除対象基準】

- １号認定（特別利用保育除く）で小学校３年生以下と幼稚園や保育園に通っている子どものうちの出生順が第３子以降の子ども、または住民税所得割額が 77,101 円未満の世帯の子ども
- 保育認定（２号認定）で同時に幼稚園や保育園に通っている子どものうちの出生順が第３子以降の子ども、または住民税所得割額が 57,700 円未満（ひとり親世帯等については 77,101 円未満）の世帯の子ども
- 特別利用保育で同時に幼稚園や保育園に通っている子どものうちの出生順が第３子以降の子ども、または住民税所得割額が 77,101 円未満の世帯の子ども

※　いずれの場合も、主食費については免除対象とはなりません。



●保育料等の引落としについて●

保育料等は、毎月25日に登録口座より引落としをします。
納付日が、土・日及び祝日の時は、これらの日の翌日に引き落としをします。

令和９年度　保育料・長時間保育料・副食費納付月別振替指定日(予定)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
26日（月）	25日（火）	25日（金）	26日（月）	25日（水）	27日（月）	25日（月）	25日（木）	27日（月）	25日（火）	25日（金）	27日（月）

＊長時間保育料については、前月利用分を翌月２５日に登録口座より引落としをします。

ー保育料・長時間保育料・副食費 納期限内納入のお願いー

納期限までに納付されなかった方には、翌月 10 日(土日祝の場合はこれらの日の翌日)に口座より再振替をします。

★督促状の発送について★

○ 地方税法に準じて納期限から２０日以内に督促状を送付します。
（一部納付された場合でも残額について送付します）
これはうっかり納め忘れてしまった方等に気づいていただくために送付します。
○ 督促状が届いた場合は、すぐに納めていただくようにお願いします。
○ 督促状を送付しても納付されない場合、催告書の送付や電話催告、滞納処分（差押え）を受ける場合があります。
○ 納期を経過してしまうと延滞金が発生してしまいますのでご注意ください。

★督促状・催告書の行き違いについて★

金融機関等で納付された場合、山形村で入金の確認ができるまでに１０日程度かかる事があるため、納期限から督促状発送日までに納付された場合、行き違いで督促状が届いてしまう事があります。行き違いをなくすためにも納期限内に必ず納付していただきますようご協力下さい。催告書についても同様の理由により行き違いとなる場合がありますので、ご承知おきください。

記入例

山形村　村税等口座振替依頼書
自動払込利用申込書

金融機関提出用

長野県山形村 No.1

令和〇年〇月〇日

取扱金融機関　御中

依頼者（口座名義人）	住所	フリガナ	ゼイム タロウ	届出印
	〒３９０―１３０１【連絡班中央通】 東筑摩郡山形村２０３０－１	氏名	税務　太朗	税 （3枚とも押印）
	電話番号　自宅　０２６３－９８－３１１１		携帯　０１０－１１１１－１１	

依頼区分		
□廃止	□変更	☑新規

※　↓ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入

①ゆうちょ銀行以外の金融機関

☑松本ハイランド農協　□八十二銀行
□松本信用金庫　□みずほ銀行
□長野銀行

山形　本店・支店
本所・(支所)・出張所

金融機関コード：1 2 3 4 5 6 7

預貯金の種類	口座番号（右づめで記入）
①普通 2当座 3（　　）	6 0 1 2 3 4 5

②ゆうちょ銀行

記帳記号	
1　　0	
金融機関コード	種目
９９００	１６６ 契 １６７ 解
振込先口座番号	
００５５０－８－９６	

3枚とも、銀行への「届出印」を鮮明に押印してください。
（にじんだり、薄かったり等判断が難しい場合は、再度押印してもらう必要があります。登録が間に合わない場合は現金での納付になる場合がありますので、ご了承ください。）

私(口座名義人)は、下記納付(納入)義務者が山形村に納めるべき村税・料金[illegible]振替・自動払込の方法により納付(納入)したいので、下記事項を確認のうえ依頼します。

納付(納入)義務者住所	納付(納入)義務者氏名	口座名義人との関係
〒３９０―１３０１【連絡班中央通】 東筑摩郡山形村２０３０－１	フリガナ　ゼイム タロウ 氏名　税務　太朗	①本人 2配偶者 3その他（　　）

種別コード	対象科目				納付方法
３５	01村　県				月別納付
３５	03固　定				月別納付
３５	04軽　自				月別納付
３５	15国民健康				
２８	17介護保険料(普)		期別納付		
２８	09後期高齢者医療保険料(普)		期別納付		
３０	21保　育　料	○	月別納付		
３０	81施設入所負担金				

＊注意事項＊

※網掛け部分の記入漏れが無いよう、ご注意ください。
※口座名義人は、引落しをする口座の名義人の名前を記入してください。
※口座名義人住所は通帳に登録のある住所を記入してください。
※納付(納入)義務者氏名は、支給認定申請書兼入園申込書の保護者と同一の記入をお願い致します。

振替を希望する科目に〇をしてください。
＊保育料・長時間保育料副食費全て含まれます。

記

1 振替日は、山形村と取扱金融機関との契約に定める日とします。
2 山形村から納付書等が貴店等に送付されたときは、所定の振替日に納付書等記載の金額を、引落のうえお支払いください。
3 預貯金の引落にあたっては、当座勘定約定書又は預貯金規定にかかわらず、小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などはいたしませんから、貴店等の所定の方法で処理してください。
4 領収書は、預貯金通帳等への記帳により省略されて差し支えありません。ただし、領収書が必要な場合は貴店等で発行してください。
5 ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動振込規定が適用されます。
6 この取扱について、仮に紛議が生じても山形村ならびに貴店等には迷惑、損害をかけません。

不備返却理由	処理整理欄
1預金取引なし　3印鑑相違 2記載事項等相違　4その他 ↓　（　　） （店名、預金種目、口座番号、口座名義人）	

金融機関等使用欄	検印	文書	印鑑照合	受付